

会 議 録 目 次

平成 2 1 年第 2 回海田町議会臨時会（第 1 日目）

平成 2 1 年 4 月 3 日（金）午前 9 時 0 0 分開会

仮議席の指定について……………	4
日程第 1 議長の選挙について……………	4
日程第 2 議席の指定について……………	5
日程第 3 会議録署名議員の指名について……………	6
日程第 4 会期の決定について……………	6
日程第 5 副議長の選挙について……………	6
日程第 6 広島県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙について……………	8
日程第 7 常任委員会委員の選任について……………	9
日程第 8 議会運営委員会委員の選任について……………	9
日程第 9 議会広報広聴調査特別委員会の設置について……………	9
日程第10 同意第 2 号 監査委員の選任の同意について……………	1 3
日程第11 報告第 1 号 広島県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の 減少及び組合規約の変更について……………	1 5
日程第12 承認第 1 号 専決処分をした事件の承認について（海田町税条例等の 一部を改正する条例）……………	1 6
日程第13 承認第 2 号 専決処分をした事件の承認について（海田町自転車等駐 車場条例の一部を改正する条例）……………	1 9
追加日程第 1 発議第 4 号 庁舎建設特別委員会設置に関する決議（案）……………	2 1
追加日程第 2 発議第 5 号 議会改革特別委員会設置に関する決議（案）……………	2 2
追加日程第 3 発議第 6 号 災害防止対策等調査特別委員会設置に関する決議 （案）……………	2 3
追加日程第 4 発議第 7 号 閉会中の継続調査事件について……………	2 5
（閉 会）……………	2 5

平成21年第2回海田町議会臨時会

会 議 録（第1号）

1. 招 集 年 月 日 平成21年4月3日（金）
2. 招 集 の 場 所 海田町議会議事堂
3. 開会（開 議） 4月3日（金）9時00分宣告（第1日）

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

4. 応 招 議 員（16名）

1番	大 江 康 子	2番	兼 山 益 大
3番	下 岡 憲 国	4番	住 吉 秀 公
5番	宗 像 啓 之	6番	桑 原 公 治
7番	岡 田 良 訓	8番	西 田 祐 三
9番	渡 辺 善 隆	10番	多 田 雄 一
11番	西 山 勝 子	12番	崎 本 広 美
13番	原 田 幸 治	14番	前 田 勝 男
15番	佐 中 十九昭	16番	久留島 元 生

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

5. 不 応 招 議 員
な し

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

6. 出 席 議 員（16名）

1番	大 江 康 子	2番	兼 山 益 大
3番	下 岡 憲 国	4番	住 吉 秀 公
5番	宗 像 啓 之	6番	桑 原 公 治
7番	岡 田 良 訓	8番	西 田 祐 三
9番	渡 辺 善 隆	10番	多 田 雄 一
11番	西 山 勝 子	12番	崎 本 広 美
13番	原 田 幸 治	14番	前 田 勝 男
15番	佐 中 十九昭	16番	久留島 元 生

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

7. 欠 席 議 員

な し

~~~~~○~~~~~

8. 説明のため議場に出席した者の職氏名

|             |         |
|-------------|---------|
| 町 長         | 山 岡 寛 次 |
| 企 画 部 長     | 大久保 裕 通 |
| 総 務 部 長     | 園 山 純   |
| 福 祉 保 健 部 長 | 内 田 和 彦 |
| 建 設 部 長     | 久 保 伸 一 |
| 会 計 管 理 者   | 永 海 房 雄 |
| 総 務 部 次 長   | 朝 倉 登司雄 |
| 財 政 課 長     | 臼 井 真   |
| 総 務 課 長     | 植 野 敏 彦 |
| 都 市 整 備 課 長 | 木 原 晴 彦 |
| まちづくり事務所長   | 花 本 則 之 |
| 教 育 委 員 長   | 瀧 川 昌 俊 |
| 教 育 長       | 正 木 洋   |
| 教 育 次 長     | 青 木 基 秀 |
| 参 事         | 新 浜 憲 治 |

~~~~~○~~~~~

9. 職務のため議場に出席した者の職氏名

| | |
|-------------|---------|
| 議 会 事 務 局 長 | 飯 森 靖 彦 |
| 主 査 | 森 原 宏 生 |
| 主 任 主 事 | 中 村 修 介 |

~~~~~○~~~~~

10. 議 事 日 程

仮議席の指定について

日程第1 議長の選挙について

日程第2 議席の指定について

日程第3 会議録署名議員の指名について

日程第4 会期の決定について

日程第5 副議長の選挙について

日程第6 広島県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙について

日程第7 常任委員会委員の選任について

日程第8 議会運営委員会委員の選任について

日程第9 議会広報広聴調査特別委員会の設置について

日程第10 同意第2号 監査委員の選任の同意について

日程第11 報告第1号 広島県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び組合規約の変更について

日程第12 承認第1号 専決処分をした事件の承認について（海田町税条例等の一部を改正する条例）

日程第13 承認第2号 専決処分をした事件の承認について（海田町自転車等駐車場条例の一部を改正する条例）

追加日程第1 発議第4号 庁舎建設特別委員会設置に関する決議（案）

追加日程第2 発議第5号 議会改革特別委員会設置に関する決議（案）

追加日程第3 発議第6号 災害防止対策等調査特別委員会設置に関する決議（案）

追加日程第4 発議第7号 閉会中の継続調査事件について

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

## 11. 議 事 の 内 容

午前9時00分 開会

○事務局長（飯森）皆様、おはようございます。このたびは海田町議会議員一般選挙でのご当選、おめでとうございます。本臨時会は一般選挙後の最初の議会です。議長が選挙されるまでの間、地方自治法第107条の規定により、年長の議員が臨時に議長の職務を行うことになっております。出席議員中、渡辺議員が年長の議員でございますので、ご紹介申し上げます。渡辺議員、議長席へお着きください。

○臨時議長（渡辺）ただいま紹介されました渡辺でございます。地方自治法第107条の規定により、臨時に議長の職を行います。どうぞよろしくお願いいたします。

ただいまの出席議員数は16名でございます。定足数に達しておりますので、平成21年第2回海田町議会臨時会を開催いたします。

直ちに本日の会議を開きます。本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付しており

ますとおりでございます。

この際、議事の進行上、仮議席の指定を行います。仮議席はただいまご着席の議席と指定します。

~~~~~〇~~~~~

○臨時議長（渡辺）日程第1、議長の選挙を行います。選挙の方法は投票と指名推選があると思いますが、いずれの方法といたしましょうか。

（「投票」と呼ぶ者あり）

○臨時議長（渡辺）投票にされたいという声がありますので、選挙は投票により行います。議場の閉鎖を命じます。

（議場閉鎖）

○臨時議長（渡辺）ただいまの出席議員数は16名です。投票用紙を配付いたします。投票用紙の配付漏れはありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○臨時議長（渡辺）配付漏れなしと認めます。投票箱を改めます。

（投票箱点検）

○臨時議長（渡辺）異常なしと認めます。念のため申し上げます。投票は単記無記名です。投票用紙に被選挙人の氏名を記入の上、点呼に応じて順次投票願います。点呼を命じます。

○事務局長（飯森）1番、大江議員、2番、兼山議員、3番、下岡議員、4番、住吉議員、5番、宗像議員、6番、桑原議員、7番、久留島議員、8番、岡田議員、9番、西田議員、11番、多田議員、12番、西山議員、13番、崎本議員、14番、原田議員、15番、前田議員、16番、佐中議員、最後に渡辺臨時議長。

○臨時議長（渡辺）投票漏れはありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○臨時議長（渡辺）投票漏れなしと認めます。投票を終了します。

これより開票を行います。会議規則第30条第2項の規定により、立会人に1番、大江君、2番、兼山君を指名します。立会人の立ち会いをお願いします。

（開票）

○臨時議長（渡辺）選挙の結果を報告いたします。投票総数16票、これは先ほどの出席議員数に符合しています。有効投票数15票、無効投票数1票。有効投票中、久留島君8票、

原田君 7 票、以上のとおりです。

この選挙の法定得票数は 4 票です。よって、久留島君が議長に当選されました。

ただいま議長に当選されました久留島君がおられますので、本席から会議規則第 31 条第 2 項の規定により当選の告知をいたします。久留島君から議長就任のあいさつをいただきたいと思います。久留島君。

○議長（久留島）ただいまご紹介いただきました久留島でございます。私は約 30 年の公務員生活と 1 期 4 年の議員経験とをもちまして、これから議員の皆さんと一緒に、議会と海田町の両輪となって、海田町の発展また住民のために尽力していきたいと思います。これもひとえに皆様のご協力がないとできませんので、ベテラン議員の方の指導を仰ぎ、また新人の方の意見も聞き、これからの海田町を盛り上げていきたいと思っております。アメリカ発の不況が日本にも来て、厳しい世の中になっておりますが、これをいかに乗り切るか、難問の山積した時代でございますが、精いっぱい頑張っていきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。簡単ではございますが、私の就任のあいさついたします。

○臨時議長（渡辺）それでは、議場閉鎖を解除いたします。

（議場解除）

○臨時議長（渡辺）以上で議長選挙を終わります。長時間にわたり、ご協力ありがとうございました。久留島君に議長席にお着き願います。

○議長（久留島）それでは、議事の都合によりまして暫時休憩いたします。再開は追って通知いたします。

~~~~~○~~~~~

午前 9 時 18 分 休憩

午前 9 時 50 分 再開

~~~~~○~~~~~

○議長（久留島）それでは、休憩前に引続き、本会議を再開いたします。

日程第 2、議席の指定を行います。各議員の議席は、会議規則第 3 条第 1 項の規定により、議長において指定をいたします。議員諸君の氏名とその議席番号を事務局長に朗読させます。

○事務局長（飯森）1 番、大江議員、2 番、兼山議員、3 番、下岡議員、4 番、住吉議員、5 番、宗像議員、6 番、桑原議員、7 番、岡田議員、8 番、西田議員、9 番、渡辺議員、

10番、多田議員、11番、西山議員、12番、崎本議員、13番、原田議員、14番、前田議員、15番、佐中議員、16番、久留島議員でございます。

○議長（久留島）ただいま事務局長が朗読しましたとおり議席を指定いたします。なお、ロッカー等は後日変更いたしますので、お知らせしておきます。

~~~~~○~~~~~

○議長（久留島）日程第3、会議録署名議員の指名を行います。

本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第110条の規定により、議長より1番、大江君、2番、兼山君を指名いたします。

~~~~~○~~~~~

○議長（久留島）日程第4、会期の決定についてを議題といたします。お諮りいたします。

本臨時会の会期は本日1日といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）異議なしと認めます。よって、会期は本日1日と決します。

~~~~~○~~~~~

○議長（久留島）日程第5、副議長の選挙を行います。選挙の方法は投票と指名推選があると思いますが、いずれの方法といたしましょうか。

（「投票」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）投票にされたいという声がありますので、選挙は投票により行います。議場の閉鎖を命じます。

（議場閉鎖）

○議長（久留島）ただいまの出席議員数は16名です。投票用紙を配付いたします。

投票用紙の配付漏れはありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）配付漏れなしと認めます。投票箱を改めます。

（投票箱点検）

○議長（久留島）異常なしと認めます。念のため申し上げます。投票は単記無記名です。

投票用紙に被選挙人の氏名を記入の上、点呼に応じて順次投票願います。点呼を命じます。

○事務局長（飯森）1番、大江議員、2番、兼山議員、3番、下岡議員、4番、住吉議員、5番、宗像議員、6番、桑原議員、7番、岡田議員、8番、西田議員、9番、渡辺議員、

10番、多田議員、11番、西山議員、12番、崎本議員、13番、原田議員、14番、前田議員、15番、佐中議員、最後に久留島議長。

○議長（久留島）投票漏れはありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）投票漏れなしと認めます。投票を終了します。

これより開票を行います。会議規則第30条第2項の規定により、立会人に3番、下岡君、4番、住吉君を指名します。立会人の立ち会いをお願いします。

（開票）

○議長（久留島）それでは、選挙の結果を報告いたします。投票総数16票、これは先ほどの出席議員数に符合しています。有効投票数15票、無効投票数1票。有効投票中、崎本君6票、西山君6票、岡田君2票、西田君1票、以上のとおりです。

この選挙の法定得票数は4票です。崎本君と西山君の得票数は同数です。この場合、公職選挙法第95条第2項の規定を準用し、くじ引きで当選人を決定することになっています。くじは2回引きます。1回目はくじを引く順序を決めるためのものです。2回目は、この順序によってくじを引き、当選人を決定するためのものです。

まず、くじを引く順序を決めるくじを行います。引いた番号が若い方が初めにくじを引くことにします。崎本君、西山君、くじを引いてください。

（議長席前に出てくじを引く）

○議長（久留島）くじを引く順序が決定しましたので、報告いたします。まず初めは西山君、次に崎本君、以上のとおりです。

ただいまの順序により、当選人を決定するくじを行います。丸印があるくじを引いた方が当選人となります。西山君、くじを引いてください。

（くじを引く）

○議長（久留島）くじの結果を報告します。くじの結果、崎本君が当選人と決定しました。よって、崎本君が副議長に当選されました。

ただいま副議長に当選されました崎本君がおられますので、本席から会議規則第31条第2項の規定により当選の告知をいたします。崎本君から副議長就任のあいさつをいたしたいと思います。崎本君。

○副議長（崎本）ただいま当選いたしました、副議長に指名されました崎本でございます。

議長を補佐し、皆さんとともに開かれた海田町のために全力を尽くしますので、ご協力

のほどよろしく願いいたします。簡単措辞でございますが、ごあいさつといたします。

○議長（久留島）それでは、議場閉鎖を解除いたします。

（議場解除）

○議長（久留島）以上で副議長選挙を終わります。

この際、暫時休憩をいたします。再開時間は追って通知いたします。

~~~~~○~~~~~

午前 10 時 07 分 休憩

午前 10 時 50 分 再開

~~~~~○~~~~~

○議長（久留島）それでは、休憩前に引続き、本会議を再開いたします。

日程第 6、広島県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙を行います。選挙の方法は投票と指名推選があると思いますが、いずれの方法といたしましょうか。

（「投票」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）投票にされたいという声がありますので、選挙は投票により行います。  
議場の閉鎖を命じます。

（議場閉鎖）

○議長（久留島）ただいまの出席議員数は 16 名です。投票用紙を配付いたします。

投票用紙の配付漏れはありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）配付漏れなしと認めます。投票箱を改めます。

（投票箱点検）

○議長（久留島）異常なしと認めます。念のため申し上げます。投票は単記無記名です。

投票用紙に被選挙人の氏名を記入の上、点呼に応じて順次投票願います。点呼を命じます。

○事務局長（飯森）1 番、大江議員、2 番、兼山議員、3 番、下岡議員、4 番、住吉議員、5 番、宗像議員、6 番、桑原議員、7 番、岡田議員、8 番、西田議員、9 番、渡辺議員、10 番、多田議員、11 番、西山議員、12 番、崎本議員、13 番、原田議員、14 番、前田議員、15 番、佐中議員、最後に久留島議長。

○議長（久留島）投票漏れはありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これより開票を行います。会議規則第30条第2項の規定により、立会人に5番、宗像君、6番、桑原君を指名します。立会人の立ち会いをお願いいたします。

この選挙の法定得票数は４票です。よって、前田君が当選されました。議場閉鎖を解除いたします。

上、調査が終了するまで閉会中の継続調査とすることに決定します。佐中議員。

○15番（佐中）日程7から日程9の選任については、選考委員会を設けていただきたいというように思います。議長、副議長を含む7名の方を選任いただいて、選考委員会において各委員会の委員選考を行っていただきたいというように思います。選考委員の選任については議長に一任したいと思いますが、なお、各常任委員会及び広報委員については、これまでどおり各議員に希望をとっていただきたいというように思います。

以上、動議を提出いたします。

○議長（久留島）ただいま佐中議員より、各常任委員会及び議会運営委員会並びに議会広報広聴調査特別委員会委員の選任について、正副議長を含めた7名の選考委員を選出してそこで選出されるよう、また、選考委員の選任については議長に一任し、各常任委員会及び広報委員会については希望をとられたいとの動議が提出され、所定の賛成者がありますので本動議は成立します。よって、本動議を直ちに議題として採決をいたします。お諮りします。

本動議のとおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）異議なしと認めます。よって、動議のとおりこれを決します。

それでは、選考委員を指名します。選考委員は正副議長並びに桑原君、西田君、佐中君、西山君、多田君、以上、7名を選考委員に決定いたします。

これより、各常任委員会及び議会広報広聴調査特別委員会の希望をとります。用紙を配付いたしますので、自己の氏名及び常任委員会の第1希望、第2希望を必ず記入していただきたいと思います。また、広報委員を希望される方はその欄に丸印を記入してください。

選考委員会を開催しますので、暫時休憩いたします。再開時間は追って通知いたします。

~~~~~○~~~~~

午前11時11分 休憩

午前11時35分 再開

~~~~~○~~~~~

○議長（久留島）それでは、休憩前に引き続き、本会議を再開いたします。

日程第7、常任委員会委員の選任についてを議題といたします。ただいま選考委員会

において各常任委員会の割り振りが決まりましたので、報告いたします。

委員会条例第5条第1項の規定により、総務文教委員会委員に下岡君、住吉君、多田君、前田君、佐中君と私です。以上、6名でございます。福祉厚生委員会委員に大江君、兼山君、桑原君、岡田君、渡辺君、以上、5名でございます。建設産業委員会委員に宗像君、西田君、西山君、崎本君、原田君、以上、5名をそれぞれ指名いたします。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(久留島) 異議なしと認めます。なお、議長は公平中立の立場から委員を辞任させていただきたいと思いますが、これに異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(久留島) 異議なしと認めます。よって、議長は委員を辞任させていただきます。

~~~~~○~~~~~

○議長(久留島) 日程第8、議会運営委員会委員の選任についてを議題といたします。委員会条例第5条第1項の規定により、議会運営委員会委員に住吉君、桑原君、西田君、多田君、西山君、原田君、佐中君、以上、7名を指名いたします。

議会広報広聴調査特別委員会委員は、委員会条例第5条第1項の規定により、下岡君、宗像君、岡田君、西田君、渡辺君、多田君、以上、6名をそれぞれ指名いたします。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(久留島) 異議なしと認めます。よって、ただいま指名しましたとおり決定いたします。

それでは、各常任委員会ごとに正副委員長の互選を行ってください。総務文教委員会は議員控室、福祉厚生委員会は議長室、建設産業委員会は委員会室で正副委員長の互選を行い、議長に報告してください。なお、議会運営委員会については各常任委員会の互選終了後、委員会室で正副委員長の互選を行い、また、広報委員会については議会運営委員会の互選終了後、委員会室で正副委員長の互選を行い、議長に報告してください。

暫時休憩します。

~~~~~○~~~~~

午前 11 時 38 分 休憩

午後 0 時 13 分 再開



願いたします。

さて、本町の平成21年度予算につきましては、去る2月議会におきましてご説明申し上げ、議決をいただいているところでございますが、新たに議席を得られました方もおられますので、改めて概要を説明させていただきます。

平成21年度予算は、一般会計79億8,400万円、下水道会計14億3,753万5,000円、国民健康保険会計27億7,840万9,000円、老人保健会計2,401万3,000円、介護保険会計13億3,085万6,000円、後期高齢者医療会計2億2,568万円、水道会計7億6,514万9,000円、総額145億4,564万2,000円となっております。平成21年度予算編成に当たりましては、平成19年11月に改定した財政健全化計画に基づき、本年度から職員の給与の減額を行うとともに、投資的経費の縮減や事務事業の見直しなど、さらなる行財政改革に取り組んでまいります。また、「子育てしやすい誇れる我がまち・海田づくり」をスローガンに、厳しい財政状況を克服し、将来世代に過度の負担を残さない持続可能な財政運営を実現するため、行財政改革大綱実施計画及び第3次海田町総合基本計画の実施計画に基づく事業へ予算を重点的に配分するとともに、少子化に対する対応に福祉施策の充実や学校教育環境の充実を図り、町民の期待に応えるよう予算編成を行いました。行政執行に当たりましては、これらの計画を確実に実行していきたいと考えております。

最後に、本議会には同意1件、報告1件、専決処分の承認2件を提案させていただきます。どうかご審議のほどよろしくお願い申し上げます。ごあいさつとさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（久留島）以上で町長の発言を終わります。

この際、監査委員の選任議案を配付いたしますので、しばらくお待ちください。

~~~~~○~~~~~

○議長（久留島）日程第10、同意第2号、監査委員の選任の同意についてを議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、除斥に該当すると認められますので、佐中君の退席を求めます。

（除斥議員退席）

○議長（久留島）町長より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（山岡）同意第2号、監査委員の選任の同意について。監査委員であります西山勝子さんの任期が平成21年3月31日をもって満了したことに伴い、委員の選任の同意をお

願いするものでございます。同意をお願いする者は、氏名は佐中十九昭さんでござい
ます。経歴等につきましては担当者から説明をさせます。

○議長（久留島）総務課長。

○総務課長（植野）それでは、同意第2号、監査委員の選任の同意についてご説明いたし
ます。監査委員の選任同意の議案をご覧ください。

議会のうちから選出された監査委員の西山勝子さんが、平成21年3月31日をもって任
期が満了となったことに伴いまして、新たに佐中十九昭さんを監査委員としてお願いす
るものでございます。監査委員の選任につきましては、地方自治法第196条第1項の規定
に基づき、人格が高潔で、普通地方公共団体の財務管理、事業の経営管理その他行政運
営に関しすぐれた識見を有する者及び議会議員のうちから、議会の同意を得て町長が選
任するものでございます。また、議員のうちから選任される監査委員の任期は、議員の
任期となるものでございます。

それでは、佐中十九昭さんの経歴についてご説明いたします。住所は海田町三迫一丁
目10番5号にお住まいでございます。生年月日は昭和19年6月8日でございます。現在、
64歳でございます。議会での経歴でございますが、昭和48年に海田町議会議員に初当選
され、現在10期目でございます。議会常任委員会につきましては、福祉厚生委員会、総
務文教委員会、建設産業委員会の委員、委員長等を歴任されておられます。また、平成
5年には広報委員会委員長を、平成13年、平成17年には議会運営委員会委員長を務めて
おられます。

以上、簡単ではございますが、説明を終わらせていただきます。

○議長（久留島）以上で説明を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許し
ます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。討論があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）討論なしと認めます。討論を終結いたします。

これより、同意第2号について採決を行います。お諮りいたします。

同意第2号についてはこれに同意することに異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）異議なしと認めます。よって、同意第2号についてはこれに同意するこ

とに決定します。佐中君の除斥を解きます。

(除斥議員着席)

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○議長（久留島）日程第11、報告第1号、広島県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び組合規約の変更について、町長より報告を求めます。町長。

○町長（山岡）報告第1号、広島県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び組合規約の変更について。広島県市町総合事務組合を組織する山県郡町村税等滞納整理組合及び広島中央広域行政組合が、平成21年4月1日から脱退することに伴い、組合を組織する団体の数の減少及び組合規約の変更について専決処分いたしましたので、でございます。内容につきましては担当者から説明させます。

○議長（久留島）総務課長。

○総務課長（植野）報告第1号、広島県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び組合規約の変更についてご説明いたします。議案書の2ページをお開きください。また、あわせて資料1の広島県市町総合事務組合規約新旧対照表をお出してください。

今回の改正は、平成21年4月1日から、山県郡町村税等滞納整理組合及び広島中央広域行政組合が広島県市町総合事務組合から脱退するため、組合規約を改正することについて、地方自治法第180条第1項の規定に基づき専決処分をしましたので、同条第2項の規定に基づき、町議会に報告させていただくものでございます。

専決処分年月日は平成21年2月27日でございます。専決処分の内容でございますが、議案書の3ページをお開きください。組合規約の別表第1の山県郡町村税等滞納整理組合の項及び広島中央広域行政組合の項を削り、別表第2の1の項中「山県郡町村税等滞納整理組合」を削り、同表2の項中「山県郡町村税等滞納整理組合」及び「広島中央広域行政組合」を削るものでございます。今回の規約改正の結果、組合を組織する団体の状況でございますが、8市9町14一部事務組合1広域連合の計32団体から、8市9町12一部事務組合1広域連合の計30団体となるものでございます。この改正規定は平成21年4月1日から施行するものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

○議長（久留島）以上で報告を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許します。西山議員。

○11番（西山）さっきの今説明の中で、この2組合が総合事務組合から脱退するという

ことですが、理由が述べられておりませんが、それぞれの理由を述べてください。

○議長（久留島）総務課長。

○総務課長（植野）こちらの団体につきましては、解散をされたということでございます。

○議長（久留島）ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。

本件については、地方自治法第180条第2項の規定により議会に報告すべき義務を町長に負わせたもので、承認案件ではございませんので、報告第1号についてはこれをもって終結いたします。

~~~~~○~~~~~

○議長（久留島）日程第12、承認第1号、専決処分をした事件の承認についてを議題いたします。町長より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（山岡）承認第1号、専決処分をした事件の承認について。海田町税条例の一部改正につきましては、地方税法等の一部が改正されたことに伴い、課税事務上の必要があることから、本年3月31日付で専決処分させていただいたものでございます。内容につきましては担当者から説明させます。

○議長（久留島）総務部次長。

○総務部次長（朝倉）それでは、承認第1号、専決処分をした事件の承認について説明いたします。議案書4ページをお開きください。

地方自治法第179条第1項の規定により、海田町税条例の一部を改正する条例について専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定により報告し、町議会の承認を求めるものでございます。専決処分の内容は別紙専決処分書のとおりでございます。専決処分年月日は平成21年3月31日でございます。

5ページをお願いします。専決処分書、海田町税条例の一部を改正する条例について、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことから、地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分をする。平成21年3月31日、海田町長、山岡寛次。改正条例の主な改正点を、資料3の海田町税条例等の一部を改正する条例の要旨によって説明させていただきます。資料3をご用意お願いいたします。

それでは、海田町税条例の一部を改正する条例の要旨を順に説明させていただきます。まず、（1）町民税関係の改正から説明いたします。第36条の2でございますが、この条

項は町民税の申告を規定したもので、各種の控除を受ける場合は3月15日までに規定の申告書を町長に提出しなければならないことになっておりますが、この様式に寄附金税額控除申請書の提出を追加するものでございます。

次に、第38条、第47条の2、第47条の3及び第47条の5の改正についてですが、給与所得及び公的年金等に係る所得以外の所得に係る所得割額を、公的年金所得の特別徴収税額に加算して徴収する旨の規定を削除するものでございます。したがって、例えば年金所得と不動産所得について課税がなされる場合は、年金所得等に係るものについては特別徴収、不動産所得については普通徴収になり、公的年金所得の特別徴収税額に不動産所得の徴収税額を加算することはできないことになっております。

次に、附則第16条の4、第17条、2ページにあります第18条、第19条、第20条の2及び第20条の4の改正ですが、当該課税の特例を適用する場合の寄附金税額控除に係る読替規定を整備するものでございます。この改正内容ですが、平成20年度税制改正において寄附金控除について改正がなされ、従来の所得控除方式から税額控除方式となり、適用下限額が10万円から5,000円に引き下げられ、控除対象限度額は総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額の30%に相当する金額に改正されましたが、今回の改正では土地の譲渡等に係る事業所得、長期譲渡所得、短期譲渡所得、株式等に係る譲渡所得、先物取引に係る雑所得、条約適用利子等及び条約適用配当等も合計額に加えられることになるものでございます。

次に、2ページの冒頭にあります附則第17条の2の改正は、優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る町民税の課税の特例ですが、特例期限を平成26年度まで延長するものでございます。

次に、(2)の固定資産税関係の改正について説明いたします。第56条、固定資産税の納税義務者等の改正でございますが、医療関係者養成所に係る固定資産税の非課税措置について、その対象に一般社団法人及び一般財団法人、社会医療法人等を設置する医療関係者養成所を加えるものでございます。また、第58条の2の改正は、社会医療法人が直接緊急医療等確保事業の用に供する一定の固定資産を非課税とすることに伴う規定の整備を行うものでございます。第59条は、社会医療法人の対象追加に係る規定の整備を行うものでございます。

第10条の2は引用法令の変更を行うものでございます。なお、この規定には経過措置がございます。内容ですが、高齢者向け有料賃貸である貸家住宅で政令で定める中高層

耐火建築物で地上階数が3以上のものは、5年間について通常の場合は2分の1減額をしますが、この場合、適用がある場合は3分の2の減額を措置する措置が創設されました。この適用を受ける貸家住宅は、平成21年4月1日以後に新築される同項に規定する貸家住宅に対して課すべき平成22年度以後の年度分の固定資産税について適用し、施行日前に新築された第1条の規定による改正前の海田町税条例附則第10条の2第3項に規定する貸家住宅に対して課する固定資産税については、なお従前の例によることとなっております。

附則第11条は、平成21年度が評価がえとなる基準年度であり、これに伴って表題を、土地に対して課する平成21年度から平成23年度までの固定資産税の特例に関する用語の意義に改めるものでございます。次に、附則11条の2につきましては、引続き負担調整措置を継続するための改正を行うものでございます。

第12条及び4ページにございます第13条は、宅地等及び農地の負担調整措置に係る規定ですが、平成21年度から平成23年度までこの措置を継続するための改正でございます。また、附則第12条の2の規定は、農地等から用途を宅地にした場合の課税方式を規定したもので、当該土地について以前から宅地であったとみなして課税する、いわゆるみなし課税方式を延長するための措置を加えるものでございます。

(3)の町たばこ税関係の改正ですが、第93条第2項については、引用している民法の法律番号の記載を追加するものでございます。

(4)の特別土地保有税関係の改正ですが、現行の課税の特例を継続するため改正を行うものでございます。

次に、(5)第2条による海田町税条例の一部を改正する条例ですが、平成20年度の税制改正において、海田町税条例の改正附則についてその一部改正を行うものでございます。改正内容ですが、上場株式等の配当及び譲渡益の個人住民税の課税については、平成20年度改正におきまして、平成20年12月末をもって軽減税率から本則税率に戻るとされていましたが、平成21年と平成22年につきましては経過措置として、配当であれば100万円、譲渡益であれば500万円以下の部分について、引続き所得税、住民税合わせて10%の軽減措置が適用されることになっておりましたが、急速な景気の悪化等経済金融環境の変化がありましたので、現行の軽減税率を平成23年末まで延長する改正内容となっております。また、これに伴う特例期間の規定の削除や、削除に伴う項ずれを整理するものでございます。

(6) のこの条例の施行期日でございますが、平成21年4月1日でございます。

以上で説明を終わります。

○議長（久留島）以上で説明を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許します。岡田議員。

○7番（岡田）資料3の3ページの下から3段目というんですか、附則第11条の3番で、平成19年度または20年度における鉄道軌道用地内の価格の特例規定を廃止するというのがあるんですけども、これは海田町に当てはまるところがあるんですか。

○議長（久留島）総務部次長。

○総務部次長（朝倉）ございません。

○議長（久留島）ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。討論があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）討論なしと認めます。討論を終結いたします。

これより、承認第1号について採決を行います。お諮りいたします。

承認第1号については原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）異議なしと認めます。よって、承認第1号は原案のとおり承認することと決定します。

~~~~~○~~~~~

○議長（久留島）日程第13、承認第2号、専決処分をした事件の承認についてを議題といたします。町長より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（山岡）承認第2号、専決処分をした事件の承認について。海田町自転車等駐車場条例の一部改正につきましては、広島県が行う海田市駅北口の暫定道路整備の進捗状況により、仮設の自転車等駐車場の移転が早期に必要なことから、本年3月6日付で専決処分をさせていただいたものでございます。内容につきましては担当者から説明させます。

○議長（久留島）まちづくり事務所長。

○まちづくり事務所長（花本）それでは、承認第2号、専決処分をした事件の承認についてご説明いたします。議案書10ページをお開きください。

地方自治法第179条第1項の規定によりまして、海田町自転車等駐車場条例の一部を改正する条例について専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定によって報告し、町議会の承認を求めるものでございます。専決処分の内容は別紙専決処分書のとおりでございます。専決処分年月日は平成21年3月6日でございます。

議案書11ページをお願いいたします。専決処分書、海田町自転車等駐車場条例の一部を改正する条例について、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことから、地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分をしたものでございます。

条例の改正内容を、資料4の海田町自転車等駐車場条例新旧対照表によってご説明させていただきます。資料4をお願いいたします。改正内容につきましては、海田市駅北口にある自転車等駐車場の場所を新町から稲荷町に移設したことで、所在地の町名に稲荷町を追加するもので、第2条の「海田町新町」を「海田町稲荷町，新町」に改めるものでございます。

具体的な移設場所につきましては資料5でご説明しますので、資料5をお願いいたします。駅北口の派出所裏側にあります自転車等駐車場、黄色部分を廃止いたしまして、元中川書店側に、赤色部分でございますが、新たに自転車駐車場を設置いたしました。この移設した稲荷町の自転車等の駐車場整備工事につきましては、広島県が行う暫定道路整備工事等の工程調整により急きょ移転を早めることになり、また、自転車利用者の利便性を考慮いたしまして、当初の予定より早い3月9日にオープンさせることになりましたので、3月6日付で専決処分をさせていただきました。なお、施行期日につきましては平成21年3月9日でございます。

以上で説明を終わります。

○議長（久留島）以上で説明を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許します。西山議員。

○11番（西山）黄色の削除地域での自転車の置く最大数と、今回追加区域の自転車を置ける台数は、それぞれまず幾らずつでしょうか。

○議長（久留島）まちづくり事務所長。

○まちづくり事務所長（花本）黄色部分、既設場所でございますが、約460台です。新設いたしました赤色部分の場所でございますが、その部分についても同程度の規模の大きさで、同じ460台でございます。

○議長（久留島）西山議員。

○11番（西山）そういたしますと、今後、区画整理事業が始まります窪町のあるブルーのところの台数が、このままでいくと大変だと思うんですけども、目先だけの対策でこの自転車駐輪場設置は大丈夫なんでしょうか。

○議長（久留島）まちづくり事務所長。

○まちづくり事務所長（花本）駅南口の駐輪台数につきましては、約1,500台程度であります。今後、区画整理事業の進捗状況に合わせて、近接場所等を確保するなどの検討をしてまいりたいというふうに考えております。

○議長（久留島）ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。討論があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）討論なしと認めます。討論を終結いたします。

これより、承認第2号について採決を行います。お諮りいたします。

承認第2号については原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）異議なしと認めます。よって、承認第2号は原案のとおり承認することと決定します。

ただいま、大江議員外14名から発議第4号、庁舎建設特別委員会設置に関する決議（案）が提出されました。本案は議会構成に関するもので、緊急を要する事件と認め、日程に追加し、追加日程第1として審議することにしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）異議なしと認めます。したがって、緊急を要する事件と認め、追加日程第1として審議することに決定いたしました。決議案を配付いたします。

~~~~~○~~~~~

○議長（久留島）追加日程第1、発議第4号、庁舎建設特別委員会設置に関する決議（案）を議題といたします。本案については提出者が全員でございますので、質疑、討論を省略します。

これより、発議第4号について採決を行います。お諮りいたします。

本案については原案のとおり決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(久留島) 異議なしと認めます。よって、発議第4号は原案のとおりこれを決します。この際、お諮りいたします。

ただいま設置されました庁舎建設特別委員会の委員として、議長は議会運営上、中立公正の立場から、委員を辞任させていただきたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(久留島) 異議なしと認めます。よって、議長は委員を辞任することに決します。

この際、ただいま設置されました庁舎建設特別委員会の委員の皆さんは、委員会室で正副委員長の間選を行い、議長に報告してください。暫時休憩をいたします。

~~~~~○~~~~~

午後1時37分 休憩

午後1時44分 再開

~~~~~○~~~~~

○議長(久留島) 休憩前に引続き、本会議を再開いたします。

ただいま、庁舎建設特別委員会において正副委員長の間選が行われましたので、その結果をご報告いたします。委員長に前田君、副委員長に下岡君と決定いたしましたので、お知らせいたします。

ただいま、大江議員外14名から発議第5号、議会改革特別委員会設置に関する決議(案)が提出されました。本案は議会構成に関するもので、緊急を要する事件と認め、日程に追加し、追加日程第2として審議することにしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(久留島) 異議なしと認めます。したがって、緊急を要する事件と認め、追加日程第2として審議することに決定いたしました。決議案を配付いたします。

~~~~~○~~~~~

○議長(久留島) 追加日程第2、発議第5号、議会改革特別委員会設置に関する決議(案)を議題といたします。本案については提出者が全員でございますので、質疑、討論を省略します。

これより、発議第5号について採決を行います。お諮りいたします。

本案については原案のとおり決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(久留島) 異議なしと認めます。よって、発議第5号は原案のとおりこれを決します。この際、お諮りいたします。

ただいま設置されました議会改革特別委員会の委員として、議長は議会運営上、中立公正の立場から、委員を辞任させていただきたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(久留島) 異議なしと認めます。よって、議長は委員を辞任することに決します。

この際、ただいま設置されました議会改革特別委員会の委員の皆さんは、委員会室で正副委員長の互選を行い、議長に報告してください。暫時休憩をいたします。

~~~~~○~~~~~

午後1時47分 休憩

午後1時55分 再開

~~~~~○~~~~~

○議長(久留島) 休憩前に引続き、本会議を再開いたします。

ただいま、議会改革特別委員会において正副委員長の互選が行われましたので、その結果をご報告いたします。委員長に岡田君、副委員長に桑原君と決定いたしましたので、お知らせいたします。

ただいま、大江議員外14名から発議第6号、災害防止対策等調査特別委員会設置に関する決議(案)が提出されました。本案は議会構成に関するもので、緊急を要する事件と認め、日程に追加し、追加日程第3として審議することにしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(久留島) 異議なしと認めます。したがって、緊急を要する事件と認め、追加日程第3として審議することに決定いたしました。決議案を配付いたします。

~~~~~○~~~~~

○議長(久留島) 追加日程第3、発議第6号、災害防止対策等調査特別委員会設置に関する決議(案)を議題といたします。本案については提出者が全員でございますので、質

疑、討論を省略します。

これより、発議第6号について採決を行います。お諮りいたします。

本案については原案のとおり決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(久留島) 異議なしと認めます。よって、発議第6号は原案のとおりこれを決します。この際、お諮りいたします。

ただいま設置されました災害防止対策等調査特別委員会の委員として、議長は議会運営上、中立公正の立場から、委員を辞任させていただきたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(久留島) 異議なしと認めます。よって、議長は委員を辞任することに決します。

この際、ただいま設置されました災害防止対策等調査特別委員会の委員の皆さんは、委員会室で正副委員長の間選を行い、議長に報告してください。暫時休憩をいたします。

~~~~~○~~~~~

午後1時58分 休憩

午後2時07分 再開

~~~~~○~~~~~

○議長(久留島) 休憩前に引続き、本会議を再開いたします。

ただいま、災害防止対策等調査特別委員会において正副委員長の間選が行われましたので、その結果をご報告いたします。委員長に渡辺君、副委員長に宗像君と決定いたしましたので、お知らせいたします。

この際、お諮りいたします。

多田議員外3名から発議第7号、閉会中の継続調査事件についての申し出がありました。本案は今後の委員会調査に関するもので、緊急を要する事件と認め、これを日程に追加し、追加日程第4として審議することにしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(久留島) 異議なしと認めます。よって発議第7号を日程に追加し、追加日程第4として審議することに決しました。案を配付いたします。

~~~~~○~~~~~

○議長（久留島）追加日程第４、発議第７号、閉会中の継続調査事件についてを議題といたします。提出者より提案理由の説明を求めます。総務文教委員会委員長、多田君。

○総務文教委員会委員長（多田）１０番、多田でございます。閉会中の継続調査事件について提案理由の説明をいたします。

議員各位にはご存じのとおり、議会は会期ごとに独立の活動をし、会期中に限って議会活動を営むものでございます。議会の閉会中においては、地方自治法第１０９条第９項及び第１０９条の２第５項の規定により、議会の議決によって付議された特定の事件のみ調査を行うことができるものとされております。本案は平成２１年度における各常任委員会及び議会運営委員会の閉会中の継続調査について、別紙のとおりそれぞれの所管事務調査等を行い、議員の資質の向上を図り、複雑化、専門化する行政に対応しようとするものでございます。

以上で提案理由の説明を終わります。

○議長（久留島）以上で説明を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。討論があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）討論なしと認めます。討論を終結いたします。

これより、発議第７号について採決を行います。お諮りいたします。

発議第７号については原案のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）異議なしと認めます。よって、発議第７号は原案のとおりこれを決します。

以上で本臨時会に付議された案件はすべて終了いたしましたので、会議を閉じます。

これにて、平成２１年第２回海田町議会臨時会を閉会いたします。皆様、ご苦労さまでした。

午後２時１２分 閉会